

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土づくり本部農山漁村課

法令名	農地法	法令の番号	昭和27年 法律第229号						
許認可等の種類	農地等の賃貸借の解約等の許可	根拠条項	第18条第1項						
審査基準	<p>農地法第18条第1項により、農地又は採草放牧地の賃貸借は、政令（政令第27条）及び規則（規則第64条、65条）で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければ、解約等をしてはならないとされている。 過去に農地等の賃貸借の解約等の許可実績はないが、申請があれば、下記法令及び通達に従って審査する。 標準処理期間については、過去に処分実績がなく、また、処分にあたっては経緯や関係人の状況等詳細に調査・把握する必要があることから、定めることが困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第18条第2項 ・農地法関係事務に係る処理基準について（平成12.6.1 12構改B404号 事務次官通知） 第9 法第18条関係 								
	受付機関	市町農業委員会	処理機関	農山漁村課	交付機関	市町農業委員会	標準処理期間	—	目次
						標準経過期間	—		